

平成29年度大田市社会福祉法人指導監査実施計画

大田市社会福祉法人指導監査実施要綱第8条の規定に基づき、平成29年度の社会福祉法人に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人に対する指導監査については、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、社会福祉法人の適正な運営の確保を図るため、特に次の事項に留意して実施する。

また、3に定めるところにより計画的に実施するほか必要に応じて重点的、機動的に実施する。

なお、島根県が行う施設等の指導監査もしくは指導又は監査と連携し、効果的な指導監査を実施することとする。

- (1) 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制の確立による適正な法人運営の確保
- (2) 入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- (3) 職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- (4) 社会福祉法人の運営に係る経費の適正な執行管理

2 重点指導監査項目

昨年度の一般監査において特に指摘の多かった事項、又これまで島根県が特別監査を実施するに至った不祥事案の発生原因にかかわる事項を重点指導項目として設定する。

また、昨今の大規模震災、原発災害の発生を受け、島根県及び島根県社会福祉協議会では大規模災害等を想定した避難計画及びガイドラインを作成したが、立地条件を考慮した現在の社会福祉施設等の防災計画の見直しを含む策定状況・具体的な取り組み状況について、昨年度に引き続き監査調書に項目を設け確認を行う。

- (1) 組織運営関係
 - ①定款の整備
 - ②適正な役員等の選任手続及び理事会・評議員会運営体制の確保
 - ③監事監査機能の強化
- (2) 管理関係
 - ①利用者の人権尊重に対する法人としての取り組み
 - ②内部牽制体制の確立による適正な会計処理
 - ア 内部監査の強化
 - イ 預金通帳及び印鑑の適切な保管

3 指導監査の対象、実施形態及び実施時期

- (1) 指導監査の実施形態は、大田市社会福祉法人指導監査実施要綱第4条第1項により、実地監査とする
- (2) 指導監査の対象及び実施時期については、別に定める。

4 監査調書

- (1) 監査調書は次のとおりとし、内容は別に定める。
 - ①社会福祉法人監査調書【法人本部編】、【会計管理編】